

残余財産の処分について

1 要旨

協議会規約第 11 条第 2 項の規定により、当協議会が解散するときに有する残余財産を、以下のとおり処分する。

2 残余財産の額（見込み）

2,264,631 円

3 残余財産の処分方法

協議会の負担金の割合に応じて分配する。

当協議会が有する権利及び義務は、栃木県及び日光市に引き継ぐものとする。

【残余財産の分配見込み】

	分配割合	金額	備考
栃木県	10 分の 8	1,811,705 円	小数点以下は四捨五入
日光市	10 分の 2	452,926 円	小数点以下は四捨五入
	合計	2,264,631 円	

参考（協議会規約）

第 11 条 協議会は、大臣会合が終了した後、総会の議決を経て解散する。

2 協議会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。